

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市下水道指定工事店協会補助金
補助事業等の目標	下水道排水設備工事等について知識を深め、施工技術の向上等により下水道工事の普及促進を図る。
補助事業等の対象者	諏訪市下水道指定工事店協会
補助対象経費	協会運営事務費、行事参加費等
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	前年度実績に基づき、予算の範囲内 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	実績報告及び完了検査により補助事業の内容を審査し、及び検査することにより、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和 55 年度より
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日 【終期が3年を超える場合の理由】 施工技術の向上等による下水道工事の普及促進のため、3年を超えて補助する必要がある。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付額、評価の内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補助金の交付を受けようとする者は、諏訪市補助金等交付規則（昭和 44 年諏訪市規則第 20 号。以下「規則」という。）に定められた申請書に次に掲げる書類を添付して、諏訪市公営企業の設置等に関する条例（昭和 41 年諏訪市条例第 42 号）第 1 条に規定する公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。 (1) 当年度事業計画 (2) 予算書 (3) 会員名簿 (4) 役員名簿 補助事業が完了した時は、規則に定められた実績報告書に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。 (1) 事業報告書 (2) 会計決算報告書

<b>提出書類</b>	(1) 当年度事業計画 (2) 予算書 (3) 会員名簿 (4) 役員名簿 (5) 事業報告書 (6) 会計決算報告書
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
<b>担当部署</b>	諏訪市 建設水道部 水道課 下水道係

令和 8年 3月23日 一部改正（令和 8年 4月 1日 施行）